

自分年金を考える④ ～確定拠出年金とは～

ファイナンシャル・プランナー 水野圭子

いよいよ来年4月からは厚生年金の受給開始年齢が61歳となり、その後段階を踏み、2025年には65歳から年金受給が開始します。じわじわと無年金時代（収入がない期間）が迫ってきています。60歳以降の再就職の確保として法改正などの対策が取られているものの、老後生活の不安は高まっていくのでしょうか。

さて、老後の資金計画に関心があるものの、会社で導入している確定拠出年金についてよくわからないという声を最近お聞きします。今回は、老後の資金計画を左右しかねない確定拠出年金について触れてみたいと思います。

■そもそも確定拠出年金とは何？

企業年金の一種であり、企業年金の加入者は現在約1,700万人で、会社員の2人に1人は企業年金に加入している状況です。（平成22年度末の厚生労働省の調査結果による）企業年金制度として、以前は、将来の受取額があらかじめ決められている『確定給付年金』が主流でしたが、最近では『確定拠出年金』を導入している企業が増えています。

そもそも確定拠出年金とは、アメリカの代表的な年金制度である401kプランを手本に導入された年金制度で、企業型と個人型の2種類があります。確定拠出年金には企業が従業員のために掛け金を拠出する「企業型」と、自営業者や企業年金がない社員が自分で掛け金を拠出する「個人型」とがあります。

確定拠出年金の大きな特徴として、自分自身の運用次第で将来もらえる額が変わるというもので、運用先には預貯金や公社債、投資信託、保険商品など様々な中から選択できるようになっています。

拠出できる限度額も企業型か個人型かによっても違い、下記表のように限度額が決められていますが、企業型では、勤続年数や役職によって従業員毎に企業の拠出する額が違います。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2012 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係

加入 対象外	個人型		企業型		加入 対象外
	自営業者等 (第1号)	確定給付型の 年金制度も企 業型DCも実施 していない場合 (第2号)	確定給付型の 年金制度を実 施していない場 合	確定給付型の 年金制度を実 施している場合	
	拠出限度額 月額 6.8 万円 (年額81.6万円) から国民年 金基金など の掛け金を 控除した額 国民年金基金	拠出限度額 月額 2.3 万円 (年額27.6万円)	拠出限度額 月額 5.1 万円 (年額61.2万円)	拠出限度額 月額 2.55 万円 (年額30.6万円)	
厚生年金保険・共済年金					
基礎年金					
被用者の被 扶養配偶者 (サラリーマ ンの妻等)	自営業者など		被用者 (サラリーマン)		公務員
国民年金 (第3号被保 険者)	国民年金 (第1号被保険者)		国民年金 (第2号被保険者)		

出所: 厚生労働省

■確定拠出年金のメリット・デメリットとは？

- ◎原則 60 歳以下に受け取れない
- ◎運用成績によって将来の受取額が変動する
- ◎運用益は非課税
- ◎投資信託のコストが安い
- ◎転職や退職の際に持ち運びができる

確定拠出年金は運用益が非課税というだけでなく、受け取る場合に一時金なら退職所得控除、年金形式なら公的年金控除などの優遇があり、個人型であれば掛金は全額控除されるなど、税制優遇が最大のメリットです。しかし一方、60 歳以降での引き出ししかできない、将来の受取額が下がるリスクもある点もデメリットとしてあげられます。

しかし流動性が高いと老後資金準備はなかなかできにくいものです。長期に渡っての税制の優遇を享受しながら、少しでも有利に資産を増やせるのは確定拠出年金の良い点です。

会社で確定拠出年金の導入している方は、継続研修などの参加や、確定拠出年金の関心を持って資産運用に取り組むことで、将来受け取る金額が増えるかもしれません。また自営業者の方でも、個人型として自分年金作りの選択肢としても検討してみいいかもしれません。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2012 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.